

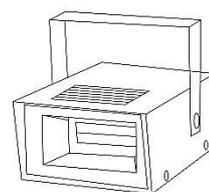
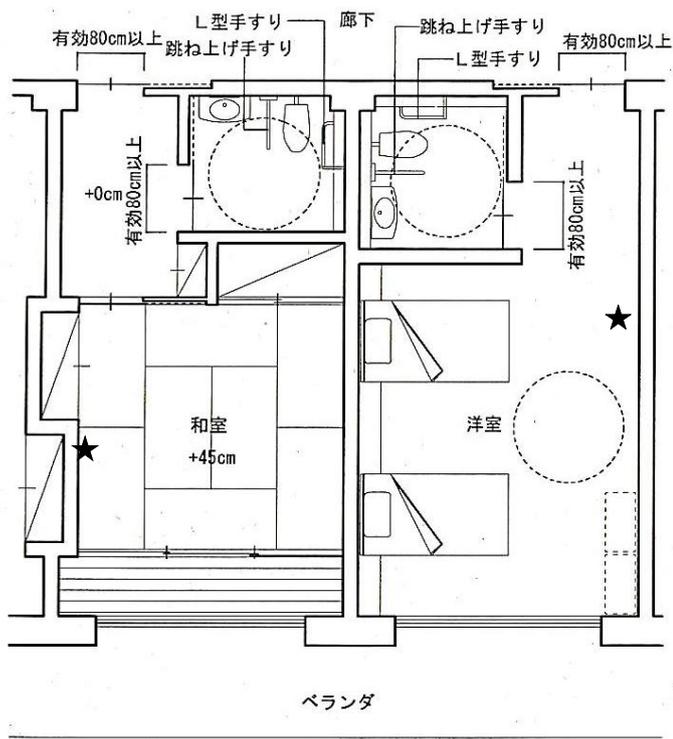
(11) ホテル又は旅館の客室

特定施設整備基準	目標となる基準
<p>客室の総数が 50 室以上のホテル又は旅館にあっては、非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を 1 以上設けること。</p>	<p>客室の総数が 200 室以下の場合には当該客室の総数に 50 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）以上、客室の総数が 200 室を超える場合は当該客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数（その数に 1 未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）以上の非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を設けること。</p>

基準解説

<p>非常時の情報発信設備</p>	<p>客室の総数が 50 室以上になるホテル又は旅館には、災害時などに視覚障がい者、聴覚障がい者へ振動や音声、照明の点灯などによる情報発信を行う装置を設けた客室を 1 以上設けること。</p> <p>また、目標となる基準では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室の総数が 200 以下の場合 客室の総数の 1/50 以上（1 未満の場合は切下げ） ・客室の総数が 200 を超える場合 客室の総数の 1/100 に 2 を加えて得た数以上（〃）である。 	<p>図-38</p>
-------------------	---	-------------

客室の情報発信設備 図-38



フラッシュライト（参考）

客室全体から見渡せる部分の壁等に設置する。
設置例：★

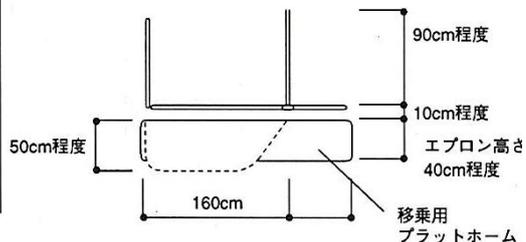
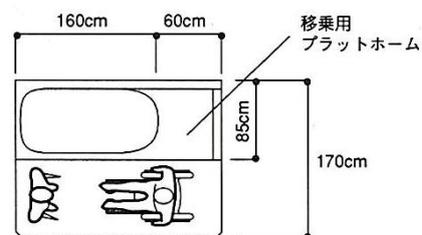
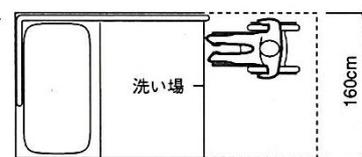
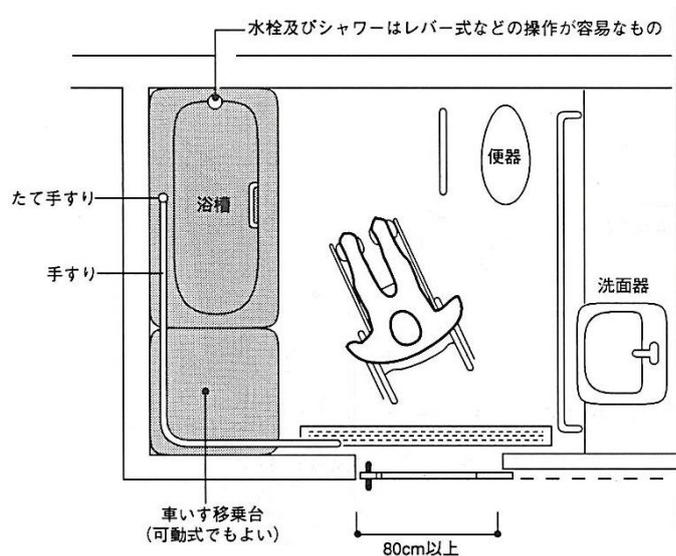
【出典：法設計基準】

設計上参考となる仕様

浴室の例

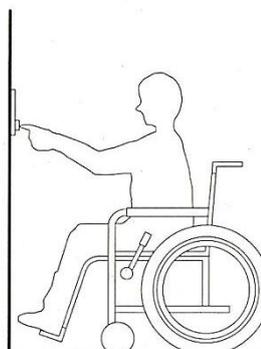
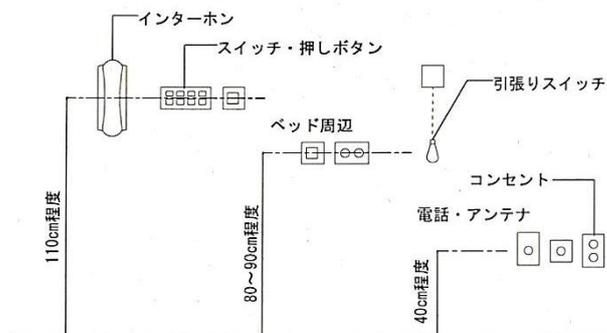
浴室のうち1以上は、次に定める構造とすることが望ましい。

- ・ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ・ 出入口前後に車いす使用者が直進でき、方向を転換できる空間として140センチメートル角程度を設けることが望ましい。
- ・ 浴槽の深さは50センチメートル程度、エプロン高さは40センチメートル程度とすること。
- ・ 洗場及び浴槽の周囲には手すりを設けること。
- ・ 水栓器具は、レバー式等操作が容易なものとする。
- ・ 床は滑りにくいものとする。
- ・ 緊急通報ボタンを設置することが望ましい。



コンセント、スイッチの高さの例

40～110cm程度の範囲内に納める。
立位使用者も考慮した高さとする。
鍵は上下2ヶ所に設ける等、工夫する。



[出典：国設計基準]